

中台人的交流に関する公訴時効制度 (訴追時効制度) の考察*

高橋孝治

(中国政法大学刑事司法学院博士課程)

【要約】

中国の訴追時効制度（公訴時効制度）は、単に犯人を訴追するための期限だけではなく、新中国成立前後に台湾やその他の地方に渡った者との人的往來を促進するための側面もある。すなわち、新中国成立前に犯罪を行った者に対して中国では「訴追しない」ということを宣言し、人的交流の心理的障壁を除去する機能である。このために、中国では 1988 年と 1989 年にそれぞれ「公告」が發布された。しかし、この公告を發布する前にも既に新中国成立前の犯罪は「訴追しない」という運用がなされており、またなぜ「恩赦」などではなく「訴追時効制度」を用いるのかという点にも疑義がある制

* 本稿における用語の定義は以下の通りとする。「中国」という言葉は「中華人民共和国」の略称であり、特に世界貿易機構（WTO）の独立関税地域（いわゆる、台湾、澎湖、金門、馬祖、香港、マカオを除いた地域）を指す。そして、「中国」の中でも 1949 年 10 月 1 日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は「新中国」もしくは「中国政府」と、「中国」のうち上記「領域」を強調する場合は「中国大陸」と表現する。また、「台湾」とは WTO の独立関税地域における台湾、澎湖、金門、馬祖を表す。

本稿において、[] は直前の単語の中国語原文を表し、原則として初出にのみ付した。

度となっている。本稿は、この「公告」に関する疑義を解明するべく考察を行うものである。先行研究は、中国での法理論は途中経過に対しては、注意が払われないことがあると指摘するが、当該「公告」に対する疑義も論理的整合性に注意が払われていないことの表れであると結論づける。

キーワード：公訴時効制度、中台人的交流、中国刑法、中華人民共和国成立前の犯罪、台湾問題

一 はじめに

中国では公訴時効制度は、訴追時効制度〔追訴時効制度〕と呼ばれている（以下、「中国の公訴時効制度」を指すときは「訴追時効制度」と呼ぶことにする）¹。公訴時効制度や訴追時効制度は、犯罪の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である²。この制度は多くの国で「市民権を得た制度」とも評されている³。

一般的に公訴時効制度がなぜ存在しているのかという問いに対しては、日本では①時の経過により、犯罪の社会的影響が微弱化し、可罰性が消滅ないし減少しているとする説（実体法説）、②時の経過により、証拠が散逸し、適正な裁判の実現が困難になるとする説（訴訟法説）、③一定期間起訴されていないという事実状態を尊重し、被疑者・被告人の人権保護のためという説（新訴訟法説）などが主張されている⁴。特に中国では、主に①犯罪後相当の期間が経過した場合、犯人は一定程度の改造がなされているとする説、②司法機関の労力を軽減するとする説、③時の経過とともに被害者と加害者の、

¹ 中国で「公訴時効制度」と呼ばれない理由は、中国では「公訴」のみならず「自訴」も時効の対象となるからである。高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』111号（2016年12月）、77ページ。

² 渡辺直行『入門刑事訴訟法（第2版）』（成文堂、2013年）、133ページ。渥美東洋『刑事訴訟法（新版補訂）』（有斐閣、2001年）、286ページ。

³ 道谷卓「公訴時効—歴史的考察を中心として—」『関西大学法学論集』43巻5号（1994年1月）、73ページ。

⁴ 土本武司「公訴時効をめぐって」『司法研修所論集』63号（1979年12月）、85～87ページ。

関係改善がなされているとする説の3つで説明がなされる⁵。

しかし、訴追時効制度には、新中国成立前後に台湾やその他の地方に渡った者との人的往来を促進するための側面もある。すなわち、「新中国成立前および新中国成立後でその地方の人民政府成立前⁶（以下、これを「各地人民政府成立前」⁷という）」に犯罪を行い、現在台湾もしくはその他の地方に渡った者を訴追しないのは訴追時効制度を根拠もしくは精神的基礎としている。これは、最高人民法院および最高人民検察院が1988年3月14日に発布した「台湾に渡った人員を中華人民共和国成立前に行った犯罪に関して訴追しないとする公告〔關於不再追訴去台人員在中華人民共和國成立前的犯罪的公告〕（以下「88年公告」という）」および1989年9月7日に発布した「台湾に渡った人員を中華人民共和国成立後で当地の人民政權成立前に行った犯罪に関して訴追しないとする公告〔關於不再追訴去台人員在中華人民共和國成立後当地人民政權建立前的犯罪行為的公告〕（以下「89年公告」という）」に明記されている（88年公告および89年公告を合わせて示すときは、以下「二つの公告」という）。

-
- ⁵ 郎勝主編『中華人民共和國刑法 新注』（北京：中國法制出版社、2002年）、頁85。曲新久主編『刑法學（第3版）』（北京：中國政法大學出版社、2007年）、頁266～267。王作富主編『刑法（第4版）』（北京：中國人民大學出版社、2009年）、頁240。高銘暄・馬克昌主編『刑法學（第5版）』（北京：北京大學出版社、2011年）、頁310。楊春洗・楊敦先ほか主編『中國刑法論（第5版）』（北京：北京大學出版社、2011年）、頁198。陳忠林主編『刑法總論（第2版）』（北京：高等教育出版社、2012年）、頁329。趙秉志主編『刑法新教程（第3版）』（北京：中國人民大學出版社、2009年）、頁351。
- ⁶ チベットなどをはじめとして、1949年10月1日の新中国成立段階で人民政府が成立していなかった地域もあった。
- ⁷ 解放区など、新中国成立前にも人民政府が成立していた地方もあり、「新中国成立前および新中国成立後でその地方の人民政府成立前」は必ずしも「各地人民政府成立前」とは言えない。しかし、本稿では「新中国成立前および新中国成立後でその地方の人民政府成立前」を「各地人民政府成立前」と表現するという意味である。

犯罪者を訴追しないという取り扱いに訴追時効制度の規定を用いることは、89年公告第2条に、訴追時効制度の精神を基にするということとは88年公告に規定されている。

二つの公告による訴追しない取り扱いは、台湾および外国に渡った者が中国の領域に戻ることを促進し、「祖国統一」を行うための重要な政治的意義があるとされている⁸。つまり、現在台湾およびその他の国に渡ったかつて中国大陸の領域で犯罪を犯した者との人的往来を促進するため、過去の犯罪を寛大に取り扱っているのである。

しかし、この取り扱いにはいくつか疑義がある。新中国成立後も、国民党統治下の犯罪については、殺人、強盗、強姦、放火などの重大犯罪や訴追しないことが社会に大きな危害を与える犯罪を除き、追及していなかった⁹。また、日中戦争に関する漢奸行為や戦争犯罪は反革命行為の最たるものとして、新中国成立後も犯罪として処罰していた。ところが、これら戦争犯罪についても、1982年までにその全てが恩赦〔赦免〕もしくは寛大に処理することが決まっていた¹⁰。つまり、各地人民政府成立前に行われた犯罪については、これらを訴追しないという取り扱いと恩赦によって、解決済みの問題なのである。しかし、なぜ1988年および1989年に二つの公告で再び規定するのであろうか、という点が一点目の疑義である。

二点目の疑義は、戦争犯罪に対しては「恩赦」で、二つの公告による不起訴の場合は「訴追時効制度により」もしくは「その精神に

⁸ 曲新久主編、前掲註5、頁268。高銘暄・馬克昌主編、前掲註5、頁312。

⁹ 李光燦『中華人民共和國刑法論（上冊）』（吉林：吉林人民出版社、1984年）、頁705。

¹⁰ 梁國慶「梁國慶副檢察長在發布“兩高”《公告》新聞發布會上的講話」『中華人民共和國最高人民檢察院公報』（北京：最高人民檢察院法律政策研究室）、1989年3期（1989年10月）、頁17（初出は1989年9月9日の梁國慶の講話）。陳忠林主編、前掲註5、頁333。

より」と異なる取り扱いがなされている点である。なぜ取り扱いを変える必要があるのでしょうか。

本稿は、この二点の疑義に特に着目して、二つの公告と中台人的交流の視点から法学的研究手法をもって訴追時効制度について考察するものである。

二 1988年および1989年に二つの公告を發したことに對する疑義

本章では、一で挙げた一点目の疑義である1988年および1989年に二つの公告を發布したことについて考察していきたい。

1 新中国での国民党統治下の犯罪の処理

本節では、新中国での国民党統治下の犯罪の処理について確認する。既に1.でも述べたが、新中国成立後、国民党統治下の犯罪については、殺人、強盜、強姦、放火などの重大犯罪や、訴追しないことが社会に大きな危害を与える犯罪以外については追及していなかった。これは単なる実務的取り扱いではなく、国民党統治下の法律が効果を失ったため、国民党統治下の刑法で犯罪とされていた行為を犯罪とする根拠が失われ、国民党統治下の犯罪を新中国は訴追することができないという論理で説明がなされている¹¹。国民党統治下の法律が効力を失った根拠は、1949年2月22日に中国共産党中央が發した「国民党の『六法全書』を廢止し、解放区の司法原則を確定することに関する指示〔中央關於廢除国民党《六法全書》和確定解放区司法原則的指示〕（以下、「国民党六法廢止の指示」という）」

¹¹ 李光燦、前掲註9、頁705。

であり¹²、「この『六法全書』は蒋介石が統治する区域および解放区に適用される法律と認識してはならない」との規定が具体的な国民党統治下の法律の失効条文である。つまり、国民党六法廃止の指示は国民党統治下の犯罪を訴追しなかった根拠でもある。

また、新中国は1951年2月20日に懲治反革命条例を公布した（同日施行）。懲治反革命条例はその第4条で戦争犯罪などについて規定し、第18条で当該条例の遡及適用を認めていた¹³。そのため、国民党六法廃止の指示により国民党統治下での法律に基づいて犯罪を認定することができなくなったとしても、懲治反革命条例を根拠に、日中戦争に関する漢奸行為や戦争犯罪も反革命行為の最たるものとして、新中国でも犯罪として処罰できたのである（もっとも、ここで成立した戦争犯罪は、三で述べるように後に恩赦や寛大な処置をされることになる）。さらに反革命目的をもって行われる殺人や放火なども同様であった。しかし、反革命目的をもたない殺人や放火は、反革命罪とはならないはずであるが、反革命目的の有無は外部からは判別しにくく、しばしば一律に反革命罪で裁かれていたとされる¹⁴。ここから、国民党統治下の法律では、新中国は訴追などをしていなかったと評価できる。

2 1988年頃の兩岸関係

蒋介石は1949年12月10日に台湾へ逃れた。しかし、これより前

¹² 中央檔案館編『中共中央文件選集（第十八冊・一九四九年一月至九月）』（北京：中共中央黨校出版社、1992年）、頁150～153などに収録。

¹³ もっとも戦争犯罪に限らず、懲治反革命条例に規定されている犯罪は全て遡及効が認められた。

¹⁴ 李猛「如何認定反革命罪」『法學研究』（北京：中國社會科學院法學研究所）、1957年3期（1957年6月）、頁3。

の5月20日から既に台湾では戒厳令が施行されていた¹⁵。この戒厳令は、1987年7月15日に解除されるまで38年間続いた¹⁶。この戒厳令解除の理由は様々あるが、特に戒厳令下では憲法上の権利なども停止されており¹⁷、それに対する不満や国際的批判が強かったことなどが挙げられる¹⁸。

中台人的交流の視点から言えば、戒厳令解除の理由の一つは、蒋介石と共に台湾に逃れてきた200万人の外省人の存在である¹⁹。1986年5月3日、中華航空公司の機長で台湾人の王錫爵が「老父を訪問するため」と言い、シンガポール発、タイ・バンコク経由、香港行きの飛行機の行き先を勝手に変え、中国大陸の広州に着陸させた²⁰。この事件は台湾社会に衝撃を与え、蔣経国は中国大陸への親族訪問を許すか（戒厳令解除も含めて）の検討を始めたと言われる²¹。

市民の視点からは、台湾では1987年春頃から中国大陸へ父母兄弟や親友などを探し会いに行くための帰郷親族訪問運動〔返郷探親運

¹⁵ 李成武・戚嘉林『大陸台湾六十年』（海南：海南出版社、2009年）、頁63。若林正文『台湾—分裂国家と民主化（東アジアの国家と社会2）』（東京大学出版会、1992年）、66ページ。

¹⁶ 張春英主編『海峽兩岸關係史（第4巻）』（福建：福建人民出版社、2004年）、頁945。李成武・戚嘉林、同上、頁174。

¹⁷ 吳信華『憲法釋論』（台北：三民書局、2011年）、頁135。謝政道編著『中華民國憲法』（台北：華立圖書、2007年）、頁135～136。中川昌郎『中国と台湾（中公新書1430）』（中央公論社、1998年）、33ページ。

¹⁸ 李義虎・劉紅ほか『“一國兩制”台灣模式』（北京：人民出版社、2015年）、頁94。張春英主編『台灣問題與兩岸關係史（下）』（福建：福建人民出版社、2014年）、頁604。

¹⁹ 于保中・陳新根『海峽兩岸關係發展簡史』（北京：九州出版社、2013年）、頁219。張春英主編、同上、頁604。

²⁰ 朱顯龍「兩岸關係的過去、現在與將來」『北京聯合大學學報（人文社會科學版）』（北京：北京聯合大學）、1巻1期（2003年1月）、頁108。于保中・陳新根、同上、頁219～220。

²¹ 張春英主編、前掲註16、頁949。張春英主編、前掲註18、頁606。

動]が元国民党の兵士を中心に盛んとなった²²。これは、兩岸の人的交流が約40年も途絶えていることから、親族に会えない怒りが爆発したためと言われている²³。

戒厳令が解除され、台湾で1979年4月4日に蔣経国が中国共産党に対し提案していた「三不政策（触れない、話し合わない、妥協しない[不接触、不談判、不妥協]）」も改められると²⁴、中国大陸への親族訪問も解禁された²⁵。具体的には、1987年10月15日に行われた決定で、1987年11月2日より、現役の軍人、公務員以外で中国大陸に三親等内の親族がいる台湾居住者は、中国大陸で親族訪問をする登録[登記赴大陸探親]をすれば中国大陸へ行けるようになった²⁶。これを受けて、中国国務院は「中華人民共和国国務院弁公室による台湾同胞が祖国大陸に来て親族訪問および旅行をすることに関する接待弁法の通知[中華人民共和国国務院弁公室關於台湾同胞来祖国大陸探親旅游接待弁法的通知]」を発して、これを歓迎した²⁷。しかし、この親族訪問の登録をせずに大陸に行っていた者も多くおり、「中国への訪問は、解禁以前からも、半ば公然と行なわれていたらしい（中国側の発表によれば、解禁の前年、1986年に中国を訪問

²² 中共中央台湾工作辦公室・國務院台湾事務辦公室編『中國台湾問題—幹部讀本（修訂版）』（北京：九州出版社、2014年）、頁74。李非・李鵬ほか『海峽兩岸關係和平發展簡論』（福建：廈門大學出版社、2015年）、頁12。

²³ 張春英主編、前掲註16、頁947。

²⁴ 于保中・陳新根、前掲註19、頁209。中共中央台湾工作辦公室・國務院台湾事務辦公室編、前掲註22、頁72。

²⁵ 中川昌郎、前掲註17、34ページ。

²⁶ 中川昌郎、同上、34ページ。中共中央台湾工作辦公室・國務院台湾事務辦公室編、前掲註22、頁74。

²⁷ 張春英主編、前掲註16、頁954。張春英主編、前掲註18、頁609。

した台湾住民は約2万人あったとされる)」とも指摘されている²⁸。

また、1988年4月から中国大陸から台湾への留学が解禁された²⁹。さらに1990年に、商用目的の中国大陸の訪問も解禁され³⁰、後の1996年には、地方首長の訪問が解禁された³¹。上級公務員は中国大陸に行くことが禁じられているが、現職でなければ禁止されていないとされ、1996年までにも、立法院長経験者らが中国大陸を訪問し、中国政府要人たちと会談した³²。なお、親族訪問という名目で多くの台湾人が中国大陸を訪れたが、実際には観光目的なども多いと言われている³³。

なお、このとき中国政府が台湾からの親族訪問を受け入れた理由については、以下のように指摘されている。「中国政府が台湾の人々の訪問を受け入れることを躊躇しなかった理由としては、訪問を積極的に受け入れることによって、統一交渉の途を切り開こうと考えていたことがあげられる。1979年から中国は台湾に対して、統一交渉を呼びかけたものの、台湾は応じようとはしなかった。人的往来が盛んになれば、自然に中台関係が接近するとの期待があったのであろう」³⁴。

²⁸ 中川昌郎、前掲註17、34ページ。1987年11月2日より前の台湾住民の大陸訪問は、香港やその他の国を経由する方法で行われていた（于保中・陳新根、前掲註19、頁219・221）。

²⁹ 于保中・陳新根、同上、頁221。

³⁰ 張春英・肖冬華ほか『對台經貿政策研究』（北京：九州出版社、2013年）、頁11。中共中央台灣工作辦公室・國務院台灣事務辦公室編、前掲註21、頁76。李非・李鵬ほか、前掲註22、頁12。

³¹ 中川昌郎、前掲註17、36ページ。

³² 中川昌郎、同上、36ページ。

³³ 曹正偉「兩岸旅游發展與政治關係之間的交互影響」『旅游學刊』（北京：北京聯合大學旅游學院）、2012年11期（2012年11月）、頁82。中川昌郎、同上、36ページ。

³⁴ 中川昌郎、同上、35ページ。また、李啓龍「中國共產黨與1978年以來的台灣海峽兩

3 1988年および1989年に二つの公告を発する意味——中間的考察

本節では、本章で見たことから一点目の疑義である「国民党統治下の犯罪は訴追しないという取り扱いや戦争犯罪に対する恩赦がなされているにも関わらず、1988年および1989年に二つの公告を発布する必要性」について考察する。しかし、二つの公告については、立法理由などは明確に示されておらず、さらに二つの公告に関する先行研究はほとんど存在しないため³⁵、本節の主張は筆者の想像によるところが大きい点を注意点として述べておく。

公告は「中国大陸と台湾の経済、文化交流および人員の往来をさらに一步発展させる」ことを目的に制定されている（89年公告前文）³⁶。このことから、1989年当時台湾やその他の地方において、各地人民政府成立前に中国大陸で犯罪を行ったことがあり、訴追される可能性を恐れて中国大陸に戻ろうとしない者に対し、中国大陸に戻ることに對する心理的障壁を除去するために二つの公告を発布したことは明らかと言える。まさに、二2で述べたように、中国政府は「訪問を積極的に受け入れることによって、統一交渉の途を切り開こうと考えていた」のだろう。

しかし、ここにはかなりの問題がある。88年公告は「台湾に渡った人員が中華人民共和国成立前に大陸で行った犯罪に対しては、1979年《中華人民共和国刑法》第76条による犯罪に対する訴追時効

岸關係」中共中央黨校博士學位論文（2003年）、頁39も同趣旨。

³⁵ わずかながら于志剛『追訴時効制度研究』（北京：中國方正出版社、1999年）頁207～210 および黃曉亮・常秀嬌ほか『刑罰消滅制度適用』（北京：中國人民公安大學出版社、2012年）頁107～111が、二つの公告について言及しているが、二つの公告をどのように解釈するかに触れるのみで、なぜ二つの公告が規定されたのかについては触れていない。

³⁶ 梁國慶、前掲註10、頁17。

の規定の精神により、当時の犯罪に対して訴追しないことを決定する」と規定している。ここでいう「1979年《中華人民共和国刑法》」とは、1979年7月1日に制定されたいわゆる中国の79年刑法を指している（1980年1月1日施行。なお、79年刑法施行と同時に懲治反革命条例は廃止された）。そして79年刑法第12条では「中華人民共和国成立後で本法施行前の行為については、当時の法律が犯罪としていない場合は、当時の法律を適用し、当時の法律が犯罪としている場合は、本法第4章第8節の規定に従い起訴し、当時の法律により刑事責任を追及するものとする。ただし本法が犯罪としていないもしくは処罰が軽い場合は、本法を適用する」と規定している。ここでいう「本法第4章第8節の規定」とは、訴追時効制度の規定である。つまり、79年刑法は懲治反革命条例とは異なり、遡及効を持たない³⁷。とすれば、「中華人民共和国成立前に大陸で行った犯罪に対して……1979年《中華人民共和国刑法》……の精神」が適用されるはずはない。確かに、「精神により」と、訴追時効制度の条文の直接適用ではないという解釈はできるが、その精神すらも適用できるとは考えにくい。

さらに、中国では訴追時効制度を、「犯罪者に対して刑事責任を追及する有効期間」とする説明もある³⁸。しかし、二1で述べたように、各地人民政府成立前の犯罪を訴追しない法的根拠は国民党六法廃止の指示である。そのため、国民党六法廃止の指示により、犯罪ではないことが確定しながらも（ただし、懲治反革命条例上の遡及効により一部の犯罪に対しては訴追を行っていた。しかし、それも戦争

³⁷ 吳廣鎮「關於刑法溯及力的幾個問題」『齊齊哈爾師範學院學報（哲學社會科學版）』（黒龍江：齊齊哈爾大學）、1987年2期（1987年5月）、頁45。

³⁸ 賈宇主編『刑法學』（北京：中國政法大學出版社、2009年）、頁251。

犯罪については、三1で述べるように恩赦や寛大な処置により決着はついている)、再び「時効の精神により訴追しない」としているのである。つまり、88年公告に「精神」の文言が入っていても、論理矛盾が生じていることには変わりがない(また、89年公告第2条では、連続犯や継続犯の場合についても触れているが、こちらは三2で論ずる)。

中国政府にとっては、台湾からの訪問を積極的に受け入れることによって、統一交渉の途を切り開こうと考えて、台湾に渡った者が各地人民政府成立前に行った犯罪を訴追することはしないことを示す必要はあったのだろう。しかし、それならば「国民党六法廃止の指示により、各地人民政府成立前に行った犯罪を訴追することはしていないということを改めて確認する」旨を發布すればいいわけで、88年公告のように訴追時効の精神を用いる必要はない。

88年公告は、訴追時効制度を用いる必要がない箇所に訴追時効制度やその精神を用いることを宣言している。しかし、逆に言えば、中国政府にとっては新中国成立以降の法運用の論理的整合性よりも、台湾に渡った者を訴追しないということを發布することが重要であったということでもあろう。

三 「恩赦」と「訴追時効制度の精神」に関する疑義について

本章では、二点目の疑義である軍および政府関係者に対しては「恩赦」が、一般人に対しては「訴追時効制度およびその精神」と異なる取り扱いがなされていることに対して考察を行う。

1 恩赦とは

恩赦とは、国家が命令の形式で發布する犯罪者への訴追を免除す

るもしくは刑の執行の一部または全部を免除する制度である³⁹。恩赦は、大赦と特赦の二種に分類される⁴⁰。大赦とは国家が一定期間に特定の犯罪を行った不特定多数の犯罪者の訴追または刑罰の執行を免除する制度をいい、特赦は国家が特定の犯罪者に対する刑罰の全部または一部を免除する制度をいう⁴¹。

なお、新中国成立以降、88年公告が公布される1988年3月14日までに大赦は行われたことはなく、特赦は7回行われた⁴²。最初の特赦は1959年9月17日に行われた新中国成立10周年記念で行われたもので確実に改善している蒋介石集団および満洲国に関する戦争犯罪者、反革命罪および通常の刑事犯罪に対するものであった⁴³。それ以降、1960年1月19日、1961年12月16日、1963年3月30日、1964年12月12日、1966年3月29日、1975年3月17日にそれぞれ蒋介石集団、満洲国および蒙疆自治政府などに関する戦争犯罪者に対する特赦が行われた⁴⁴。中国の特赦は、戦争犯罪に対してしか行われた

³⁹ 楊春洗・楊敦先ほか主編、前掲註5、頁201。賈宇主編、同上、頁254。これに対し、「日本の恩赦」は、「国家的慶弔時等に、行政権が、刑罰権の一部ないし全部を消滅・減殺する制度」であり、その中でさらに、①政令の定める犯罪を犯した者全体に刑罰権を消滅させる大赦、②特定の有罪を言い渡された者に対し、その言渡し効力を失わせる特赦、③減刑、④刑の執行の免除、⑤刑の言渡しによって失った資格・権利を回復させる復権の五つに分類される（前田雅英『刑法総論講義（第5版）』（東京大学出版会、2011年）592ページ）。この意味で日本と中国の恩赦の定義は若干異なる。

⁴⁰ 曲新久主編、前掲註5、頁270。張明楷『刑法學（第4版）』（北京：法律出版社、2011年）、頁570。

⁴¹ 陳忠林主編、前掲註5、頁333。賈宇主編、前掲註38、頁254。

⁴² 曲新久主編、前掲註5、頁271。張明楷、前掲註40、頁570。なお、その後2015年9月に8回目の特赦が行われた（「中国、戦争参加者ら特赦へ」『朝日新聞』2015年8月25日、11面）。

⁴³ 高銘暄・馬克昌主編、前掲註5、頁315。張明楷、前掲註40、頁570～571。

⁴⁴ 曲新久主編、前掲註5、頁271。陳忠林主編、前掲註5、頁333。

ことがなく、確かに改善している犯罪者にのみに対してのみ実行されている⁴⁵。一で述べたように、「元国民党の軍および政府関係者が中国大陸で行った犯罪については、1982年までにその全てが恩赦もしくは寛大に処理」されている。ここでは「恩赦」としか述べられていないが、恩赦の中でも「特赦」によっていたと言える。特に「元国民党の軍および政府関係者の犯罪」と「戦争犯罪に対する特赦」は付合すると考えられる。

恩赦と訴追時効は、犯罪が行われていても訴追できなくなるという点に共通点がある。しかし、恩赦は国家が恩赦を行う旨を命令で発布する必要があるのに対し、訴追時効の場合は単なる時の経過で効果が得られる点で両者は異なる。

2 連続犯および継続犯の問題

本章は、二つの公告と恩赦の関係を論ずる章であるが、本節では、二つの公告と犯罪が連続もしくは継続状態にある場合について、後の議論のために必要な範囲での概説と検討をする。89年公告第2条は、「台湾に渡った人員が中華人民共和国成立後、犯罪地で地方人民政権が成立する前に犯罪を行い、当地で人民政権が成立した後まで犯罪が連続もしくは継続していた場合、訴追期限は犯罪行為が終了した日から起算するものとする。1979年《中華人民共和国刑法》第76条の規定に符合する場合、訴追をしないものとする」と規定している。このように、89年公告第2条が触れている犯罪が連続もしくは継続状態の場合についても恩赦と関わるべき問題があり、これを検討することも必要だからである。

⁴⁵ 陳忠林主編、同上、頁334。賈宇主編、前掲註38、頁254～255。

連続犯とは、一つの故意をもって数個の犯罪を行う場合であり⁴⁶、継続犯とは、一回だけ犯罪を行ったが、犯罪状態（違法状態）が以後も継続する場合をいう⁴⁷。例えばある一家全員の殺害を意図して、7人を殺害した場合などが連続犯である。この場合、殺人行為は7件あるが、処罰上一罪して扱われる。継続犯は、誘拐罪などが代表例で、誘拐をした瞬間に犯罪は成立するが、誘拐した者を解放しない限り、犯罪状態が継続し続けるような犯罪をいう。ただし、窃盗罪など一回の行為で犯罪自体は終了するものの、法益侵害状態のみが継続する状態犯とは区別される⁴⁸。

以上から各地人民政府成立前に中国大陸で犯罪を犯し、その後台湾に渡ったとしても（蒋介石が台湾に逃れた1949年12月前後でなくとも、例えば1960年代に第三国を経由して台湾に行ったとしても）、各地人民政府成立前に行った犯罪を1969年まで連続状態もしくは継続状態とすることが現実的にあり得るのか、という疑問がある⁴⁹。ここで「1969年」というのは、以下の理由による。79年刑法第76条によれば、最も長い時効期間は20年である。とすれば、89年公告が適用されるためには、発布された1989年の20年前である1969年まで連続状態もしくは継続状態が継続していなければならない。しかし、反右派闘争や大躍進政策、文化大革命の初期段階という混乱期を超えて、各地人民政府成立前に行った犯罪が1969年まで連続もしくは継続することは、現実的ではないと言える⁵⁰。なお、具体例を挙げれば継続犯の代表例たる誘拐罪は、「売買目的の誘拐、婦

⁴⁶ 高銘暄・馬克昌主編、前掲註5、頁191。賈宇主編、同上、頁180。

⁴⁷ 曲新久主編、前掲註5、頁177。賈宇主編、同上、頁174。

⁴⁸ 曲新久主編、同上、頁177。張明楷、前掲註40、頁171。

⁴⁹ 同様の問題は、于志剛、前掲註35、頁208も指摘している。

⁵⁰ 于志剛、同上、頁208も同様に述べる。

女および児童誘拐の犯罪分子に関する決定〔関于嚴懲拐売、綁架婦女、兒童的犯罪分子的決定〕（1991年9月4日公布、施行）第1条により、誘拐の最も重い刑罰は無期懲役であり、時効期間は20年となる（79年刑法には誘拐罪は規定されておらず、新中国で初めて規定された誘拐罪は、1991年の当該決定だった。こちらも遡及効はないはずだが、時効計算の際には参考には供されたものと思われる）。

以上のように、89年公告第2条が示す、連続犯もしくは継続犯は現実的にはあり得ないと言える。とすれば、結局89年公告を発布したとき既に、時効期間が既に経過していると考えられるため、「時効の規定に符合する場合、訴追しない」としなくても、二三で述べたことと合わせて「台湾に渡った者が各地人民政府成立前に行った犯罪は一律罰しないことを確認する」とするべきだったと言える。そして、「確認」ではなく、「一律免罪する」ことを強調する意図があった場合には、二つの公告が規定している全ての場合で、二つの公告を発布した時既に時効期間が経過しており、「時効」ではなく「恩赦（特に大赦）」で処理するべきだったと言える。もちろん、後者の場合、国民党六法廃止の指示で犯罪ではないと取り扱われた行為に対して恩赦をすることができるのか、という問題は残る。

3 公告で「恩赦」ではなく「時効」で処理する意味——中間的考察

一で述べた通り、戦争犯罪に対しては「特赦」を行い、二つの公告により訴追しない場合は「訴追時効制度およびその精神により」と取り扱いが異なっている。確かに、台湾に渡った者の不特定多数を一律に訴追しないと取り扱う場合は、「特赦」ではなく「大赦」でなければならない。しかし、特赦と大赦は同じ「恩赦」という枠組みであるという点から見ると、やはり二つの公告により訴追しない場合を「訴追時効制度およびその精神により」としている点には疑

問が残る。

これを「時効」の規定で処理することを示す意味は以下のように考えられる（この点についても、立法理由などは明確に示されていないし、先行研究も存在しないため、本節の主張も筆者の想像によるところが大きいことをあらかじめ述べておく）。中国では、三1で述べた通り、大赦は今までに行われたことはなく、新中国で初めての特赦は、新中国成立10周年記念の際に行われた。つまり、大赦は前例がないため適当ではなく、台湾に渡った者が中国大陆に訪問するのは、新中国成立10周年記念などと比べると重要度が低く、特赦の理由としては不適當ということなのだろう（中国政府が認識している限りの、台湾に渡った各地人民政府成立前の犯罪を行った者全員に個別に特赦を行うという方法もありえた）。もちろん、これまでの特赦が全て戦争犯罪などに関してのみ行われてきた点も考慮に入れられているだろう。すなわち、新中国では特赦は「総じて戦争犯罪に対してのみ行われてきた」と、三1でも述べたが、このような特赦の姿勢を崩したくないという意図が中国政府にはあったということなのだろう。すなわち、戦争犯罪以外に特赦を行うことを避けたかったものと思われる。

しかし、結局二つの公告で示している全ての場合で既に時効期間が経過しているにも関わらず、恩赦（特に大赦）という方法を使わず、訴追時効の規定を用いたところに中国では法理論を厳密に適用するという視点が欠けているように見受けられる。

四 おわりに

本稿では、二つの公告がなぜ台湾に渡った者の各地人民政府成立前の犯罪を、「訴追時効の規定の精神」や「訴追時効制度により」訴追しないのかを考察してきた。本稿なりの結論を言えば、中国政府

にとっては、「台湾に渡った者を訴追しないということを発表することが重要」であるが、「前例のない大赦や戦争犯罪者以外の者に特赦を行いたくなかった」ということなのであろう。

二 3 で述べたように、結局国民党六法廃止の指示により各地人民政府成立前の犯罪は、根拠法が廃止されたために犯罪ではないと取り扱われているにも関わらず、二つの公告で訴追時効制度およびその精神により訴追しないことになっている。犯罪が存在しない以上、訴追時効の対象となるはずもない。もっとも、新中国では法理論を厳密に用いらず、曖昧に用いる場合がある。例えば、国民党六法廃止の指示により各地人民政府成立前の犯罪を訴追しないという取り扱いは、訴追時効の一論点として論じられることもある⁵¹。しかし、時効の一論点として論じられつつも、「当該取り扱いは時効により追及しないこととは違う」とも述べている⁵²。中国法は、結果がよければそれでよいという、いわば「結果オーライ」的な運用がされていると指摘されている⁵³。例えば、訴追時効制度と関係する問題で言えば、中国では明らかに法律の条文を無視した追訴時効の起算点を裁判所〔人民法院〕が認定し、併せて「情状が軽微であるため、刑事処分を免除する」という裁判結果がでたことがある⁵⁴。この例では、結果として刑事処分が免除されているため大きな問題とはならないが、裁判所が明らかに法律の条文を無視した訴追時効の起算点を認定している点は大きく批判されなければならない。しかし、中

⁵¹ 李光燦、前掲註9、頁705。

⁵² 李光燦、同上、頁705。

⁵³ 西村幸次郎編『現代中国法講義（第3版）』（法律文化社、2008年）、232～233ページ。

⁵⁴ 高橋孝治「追訴時効起算點的實務問題—以《(2010)扶刑初字第100号》案件為中心」『西江月』（広西：西江月文藝雜誌社）42巻28期（2013年10月）、頁160。

国ではこのように結果が変わらないなら途中経過に対しては、注意が払われないということが起こっている。その意味では、「台湾に渡った者が各地人民政府成立前に行った犯罪は一律罰しない」という結果が得られるならば、「国民党六法廃止の指示により、各地人民政府成立前に行った犯罪を訴追することはしていないということを変更して確認する」とせず、大赦でもなく、訴追時効によることとしてもかまわないというのが中国法であると言って構わないようにも思われる。「訴追されない」という結果は変わらないからである。そんな意味、二つの公告は、中国法は理論の途中経過を重要視していないとの指摘の具体例にあたり、先行研究の指摘の理論強化するものであるとも言える。

また、二つの公告は、なぜ88年公告と89年公告という二回に分けて発布されたのかという問題もある。二つの公告を分けて発布する意味はない。しかし、現実には二回に分けて発布されているということは、中国政府は当初新中国成立前に行った犯罪を訴追しないことのみを発布すればよいと考えていたが、88年公告の発布後に、新中国成立後にも人民政府が成立していなかった地方についても訴追しない旨を発表することになったため89年公告を発布したということが推察される。中国の立法は、「経験主義」を重視するということは既に指摘されている⁵⁵。その意味では、88年公告を発布し効果を見た後、89年公告を発布することになったという「経験主義」の実例と見ることもできるかもしれない。とすると、これも中国の立法は経験主義に基づいているという先行研究の指摘を理論強化するものと言える。経験主義という点から言えば、89年公告の方が88年公

⁵⁵ 福島正夫『中国の法と政治——中国法の歴史・現状と理論』（日本評論社、1966年）、176ページ。季衛東『現代中国の法変動』（日本評論社、2001年）、46ページ。

告よりも論理を考えている条文が一部導入されている。例えば、89年公告第1条では、本稿が指摘してきたように、「訴追しない」とだけ述べ、訴追時効制度を用いるとはしていない。しかし、続く第2条は、各地人民政府成立前に行った犯罪が新中国成立後まで連続または継続している場合にも訴追時効制度を適用するとしており、32で述べたように、このような状態は現実的には存在しないと考えられる。

台湾問題を中台人的交流の側面から見ると、それは中国近代史に翻弄された人々の話となる。訴追時効制度も、結果がよければ途中経過は重要視されないという中国の法理論に翻弄され、本来的には必要ない部分にも形式的に用いられることとなったと言える。

本稿は、2016年徳島賞（東アジア学会主催若手研究者奨励賞）を受賞した研究計画「中国における公訴時効制度の研究」の研究成果の一部である。

（寄稿：2016年10月13日、再審：年6月14日、採用：2017年9月11日）

付録

- 1、台湾に渡った人員を中華人民共和国成立前に行った犯罪に関して訴追しないとする公告（1988年3月14日最高人民法院、最高人民検察院発布。本稿で言うところの「88年公告」）（全文）

台湾に渡った人員が中華人民共和国成立前に大陸で行った犯罪に対しては、1979年《中華人民共和国刑法》第76条による犯罪に対する訴追時効の規定の精神により、当時の犯罪に対して訴追しないことを決定する。

（出典）李立眾編『刑法一本通—中華人民共和國刑法總成含《刑法修正案（九）》（第11版）』（北京：法律出版社、2015年）、頁95。

- 2、台湾に渡った人員を中華人民共和国成立後で当地の人民政権成立前に行った犯罪に関して訴追しないとする公告（1989年9月7日最高人民法院、最高人民検察院発布。本稿で言うところの「89年公告」）（全文）

祖国大陸と台湾地区の経済、文化交流および人員の往来をさらに一步発展させ、祖国の平和統一の大業を促進するために、ここに刑法の規定を根拠に以下のように再び公告する。

- 一、台湾に渡った人員が中華人民共和国成立後、犯罪地で地方人民政権が成立する前に行った犯罪については訴追をしないものとする。
- 二、台湾に渡った人員が中華人民共和国成立後、犯罪地で地方人民政権が成立する前に犯罪を行い、当地で人民政権が成立した後まで犯罪が連続もしくは継続していた場合、訴追期限は犯罪行為が終了した日から起算するものとする。1979年《中華人民共和国刑法》第76条の規定に符合する場合、訴追をしないものとする。そのうち、法定最高刑が無期懲役もしくは死刑であり、20年が経過した場合も訴追しないものとする。もし訴追が必要と認められる場合は、最高人民検察院の許可により行うものとする。
- 三、外国のその他の地方に渡った人員が中華人民共和国成立前、もしくは中華人民共和国成立後で犯罪地で地方人民政権が成立する前に犯罪を行った場合、最高人民法院、最高人民検察院の台湾に渡った人員を中華人民共和国成立前に行った犯罪に関して訴追しないとする公告〔关于不再追訴去台人員在中華人民共和国成立前的犯罪的公告〕の精神および本公告第1条、第2条の規定により処理を行うものとする。

（出典）李立眾編『刑法一本通—中華人民共和國刑法總成含《刑法修正案（九）》（第11版）』（北京：法律出版社、2015年）、頁95。

- 3、79年刑法第76条（1979年7月1日公布、1980年1月1日施行。ただし、79年刑法は、1997年3月14日に全面改正され、97年刑法となった〔1997年10月1日施行〕。79年刑法第76条と97年刑法第87条は全く同じである）
（全文）

犯罪は以下の期限を経過した場合、起訴できない。

- （一）最高法定刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。
- （二）最高法定刑が5年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。
- （三）最高法定刑が10年以上の有期懲役の場合、15年。
- （四）最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、20年。20年を経過しても起訴が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

（出典）江英居『中国刑法—原文読解と註釈』（公論社、1985年）、99～102ページ。

中臺間人員交流與追訴時效制度之探討

高橋孝治

(中國政法大學刑事司法學院博士課程)

【摘要】

中國的追訴時效制度不單僅是追訴犯人的期限，還具有促進與新中國成立前後前往台灣或其他地方的人員交流之意涵。即透過對新中國成立前犯下罪行的人宣示“不追訴”以達到人員交流過程中消除內心疑慮的功能。為此，中國於 1988 年和 1989 年分別發佈了“公告”。但是，早在發佈上述“公告”之前，實質上便已“不追訴”新中國成立前的犯罪。此外，為什麼不用“赦免”，而是使用“追訴時效制度”這點也是此制度讓人產生疑義之處。本文將針對這些“公告”的相關疑義進行解讀性的考察。先行研究指出，中國的法律理論較不注重論理的過程，而本文的結論認為該“公告”所產生的疑義也同樣顯示沒有意識到論理上的整體性。

關鍵字：追訴時效制度、中臺人員交流、中國刑法、中華人民共和國成立前的犯罪、臺灣問題

Study of the Cross-Strait Flow of People and China's Limitation Period for Prosecution

Koji Takahashi

PhD candidate, Criminal Justice College, China University of Political
Science and Law

[Abstract]

China's system of limitations for criminal prosecutions is not simply a limit on the time within which crimes can be prosecuted. It also has another dimension of promoting the flow of people back to China who fled to Taiwan and other regions before and after the founding of the People's Republic of China. In short, by declaring that it would not prosecute those people suspected of committing crimes prior to the founding of the PRC through the promulgation of two 'official notices' (*gonggao*) in 1988 and 1989, China removed a psychological barrier to the flow of people. But, regardless of these official notices, crimes committed before the founding of the PRC were already non-prosecutable. This article considers why China opted for such a system of limitation periods on prosecution instead of amnesties or other measures. Existing research suggests that legal thinking in China does not focus on process, but is more result-oriented. Likewise, this article concludes that the paradox of these 'official notices' reveals a disregard for logical consistency in legal thinking.

Keywords: Limitation period for prosecution, cross-strait flow of people,
PRC criminal law, crime in China before the founding of the
People's Republic of China, 'the Taiwan question'

〈参考文献〉

- 「中国、戦争参加者ら特赦へ」『朝日新聞』2015年8月25日、11面。
- 渥美東洋『刑事訴訟法（新版補訂）』（有斐閣、2001年）。
- 季衛東『現代中国の法変動』（日本評論社、2001年）。
- 江英居『中国刑法—原文読解と註釈』（公論社、1985年）。
- 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』111号（2016年12月）、71～100ページ。
- 土本武司「公訴時効をめぐって」『司法研修所論集』63号（1979年12月）、71～116ページ。
- 中川昌郎『中国と台湾（中公新書1430）』（中央公論社、1998年）。
- 西村幸次郎（編）『現代中国法講義（第3版）』（法律文化社、2008年）。
- 福島正夫『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』（日本評論社、1966年）。
- 前田雅英『刑法総論講義（第5版）』（東京大学出版会、2011年）。
- 道谷卓「公訴時効—歴史的考察を中心として—」『関西大学法学論集』43巻5号（1994年1月）、72～155ページ。
- 若林正文『台湾—分裂国家と民主化（東アジアの国家と社会2）』（東京大学出版会、1992年）。
- 渡辺直行『入門刑事訴訟法（第2版）』（成文堂、2013年）。
- 于志剛『追訴時効制度研究』（北京：中國方正出版社、1999年）。
- 于保中・陳新根『海峽兩岸關係發展簡史』（北京：九州出版社、2013年）。
- 王作富主編『刑法（第4版）』（北京：中國人民大學出版社、2009年）。
- 中央檔案館編『中共中央文件選集（第十八冊・一九四九年一月至九月）』（北京：中共中央黨校出版社、1992年）頁150～153。
- 中共中央台灣工作辦公室・國務院台灣事務辦公室編『中國台灣問題—幹部讀本（修訂版）』（北京：九州出版社、2014年）。
- 曲新久主編『刑法學（第3版）』（北京：中國政法大學出版社、2007年）。
- 朱顯龍「兩岸關係的過去、現在與將來」『北京聯合大學學報（人文社會科學版）』（北京：北京聯合大學）、1巻1期（2003年1月）、頁105～111。
- 李立眾編『刑法一本通—中華人民共和國刑法總成含《刑法修正案（九）》（第11版）』（北京：法律出版社、2015年）。
- 李光燦『中華人民共和國刑法論（上冊）』（吉林：吉林人民出版社、1984年）。
- 李成武・戚嘉林『大陸台灣六十年』（海南：海南出版社、2009年）。
- 李非・李鵬ほか『海峽兩岸關係和平發展簡論』（福建：廈門大學出版社、2015年）。
- 李啓龍「中國共產黨與1978年以來的台灣海峽兩岸關係」中共中央黨校博士學位論文（2003年）。
- 李猛「如何認定反革命罪」『法學研究』（北京：中國社會科學院法學研究所）、1957年3

- 期（1957年6月）、頁1～9。
- 李義虎・劉紅ほか『“一國兩制”台灣模式』（北京：人民出版社、2015年）。
- 吳廣鎮「關於刑法溯及力的幾個問題」『齊齊哈爾師範學院學報（哲學社會科學版）』（黑龍江：齊齊哈爾大學）、1987年2期（1987年5月）、頁43～45。
- 吳信華『憲法釋論』（台北：三民書局、2011年）。
- 郎勝主編『中華人民共和國刑法 新注』（北京：中國法制出版社、2002年）。
- 高銘暄・馬克昌主編『刑法學（第5版）』（北京：北京大學出版社、2011年）。
- 高橋孝治「追訴時効起算點的實務問題—以《(2010)扶刑初字第100号》案件為中心」『西江月』（廣西：西江月文芸雜誌社）、42卷28期（2013年10月）、頁160。
- 曹正偉「兩岸旅游發展与政治關係之間的交互影響」『旅游學刊』（北京：北京聯合大學旅游學院）、2012年11期（2012年11月）、頁81～88。
- 陳忠林主編『刑法總論（第2版）』（北京：高等教育出版社、2012年）。
- 梁國慶「梁國慶副檢察長在發布“兩高”《公告》新聞發布會上的講話」『中華人民共和國最高人民檢察院公報』（北京：最高人民檢察院法律政策研究室）、1989年3期（1989年10月）、頁17～18（初出は1989年9月9日の梁國慶の講話）。
- 張明楷『刑法學（第4版）』（北京：法律出版社、2011年）。
- 張春英主編『海峽兩岸關係史（第4卷）』（福建：福建人民出版社、2004年）。
- 張春英主編『台灣問題與兩岸關係史（下）』（福建：福建人民出版社、2014年）。
- 張春英・肖冬華ほか『對台經貿政策研究』（北京：九州出版社、2013年）。
- 黃曉亮・常秀嬌ほか『刑罰消滅制度適用』（北京：中國人民公安大學出版社、2012年）。
- 賈宇主編『刑法學』（北京：中國政法大學出版社、2009年）。
- 楊春洗・楊敦先ほか主編『中國刑法論（第5版）』（北京：北京大學出版社、2011年）。
- 趙秉志主編『刑法新教程（第3版）』（北京：中國人民大學出版社、2009年）。
- 謝政道編著『中華民國憲法』（台北：華立圖書、2007年）。

